

奈良県地球温暖化防止活動推進員設置運営要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）を設置し、温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

（推進員の要件）

第2条 推進員の要件については、年齢18歳以上で第23条第1項の規定に該当するものとする。

（委 嘱）

第3条 知事は、県が実施する養成講座の修了者を推進員として委嘱することができる。

（推進員の活動）

第4条 推進員は、法第23条第2項の規定に基づき、県民を対象にした普及啓発活動を、ボランティアとして行う。

2 推進員は、活動について第1号様式により年度末に実績報告を行う。

（推進員の任期）

第5条 推進員の任期は、本人の申出等特別の事由により知事が委嘱を解くまでの間とする。

（庶 務）

第6条 庶務は、環境森林部脱炭素・水素社会推進課が行う。

（その他）

第7条 この要綱で定めるもののほか、推進に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱、平成12年7月26日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。